

●香川県告示第343号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。  
（平成10年香川県告示第260号（海岸保全区域の指定）で指定した高松港西浜地区海岸の海岸保全区域は、廃止する。）

平成20年8月1日

香川県知事 真 鍋 武 紀

沿岸名	海岸名	地区海岸名	海 岸 保 全 区 域
讃岐阿波	高松港	西浜	<p>1 指定場所 高松市浜ノ町321番1から高松市サンポート322番1まで</p> <p>2 指定区域 基点93から基点107までを順次結んだ線、基点93と補助点93とを結んだ線、補助点93、93-2、100、105、105-2、106、107を順次結んだ線、及び補助点107と基点107とを結んだ線により囲まれた区域</p> <p>3 基点及び補助点の表示（座標は世界測地系により、角度の表示は、真方位とする。） 基準点 四等三角点 浜北 （北緯34度21分13.4901秒、東経134度02分29.1909秒）</p> <p>基点93 基準点から259度53分10秒、634.06メートル、高松市浜ノ町321番1の93号表示杭</p> <p>基点94 基点93から84度20分12秒、251.07メートル、高松市浜ノ町321番1の94号表示杭</p> <p>基点95 基点94から174度23分51秒、32.21メートル、高松市浜ノ町321番1の95号表示杭</p> <p>基点96 基点95から84度19分47秒、33.44メートル、高松市浜ノ町264番の96号表示杭</p> <p>基点97 基点96から174度28分52秒、49.58メートル、高松市浜ノ町263番の97号表示杭</p> <p>基点98 基点97から84度16分19秒、214.43メートル、高松市浜ノ町263番の98号表示杭</p> <p>基点99 基点98から354度26分00秒、82.22メートル、高松市浜ノ町263番の99号表示杭</p> <p>基点100 基点99から83度53分29秒、24.33メートル、高松市浜ノ町265番2の100号表示杭</p> <p>基点101 基点100から161度07分58秒、147.03メートル、高松市浜ノ町265番2の101号表示杭</p> <p>基点101-2 基点101から70度34分54秒、78.70メートル、高松市浜ノ町272番の101-2号表示杭</p> <p>基点101-3 基点101-2から341度19分48秒、40.85</p>

			メートル、高松市浜ノ町272番の101-3号表示杭
基点102			基点101-3から70度37分38秒、69.26メートル、高松市浜ノ町272番の102号表示杭
基点103			基点102から160度59分01秒、47.65メートル、高松市浜ノ町272番の103号表示杭
基点104			基点103から70度27分53秒、55.38メートル、高松市浜ノ町276番の104号表示杭
基点105			基点104から340度48分03秒、148.63メートル、高松市浜ノ町280番の105号表示杭
基点106			基点105から70度51分26秒、248.10メートル、高松市サンポート322番1の106号表示杭
基点107			基点106から55度40分22秒、156.16メートル、高松市サンポート322番1の107号表示杭
補助点93			基点93から12度00分02秒、52.00メートルの点
補助点93-2			基点93から7度00分05秒、102.00メートルの点
補助点100			基点100から16度47分48秒、100.59メートルの点
補助点105			基点105から342度00分03秒、100.00メートルの点
補助点105-2			基点105から342度00分03秒、300.00メートルの点
補助点106			基点106から342度00分03秒、300.00メートルの点
補助点107			基点107から335度00分03秒、300.00メートルの点